

## 特記仕様書（賃貸借契約用）

- 1 本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約である。
- 2 契約期間は、令和8年10月1日から令和13年9月30日までとする。
- 3 支払方法については、月払とする。
- 4 契約年度の翌年度以降に当該契約に関する予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。
- 5 (1)賃借人は、前号の規定による変更又は解除については、決定後速やかに賃貸人に通知しなければならない。  
(2)この契約が変更又は解除された場合において、賃貸人に損害が発生したときは、賃貸人は賃借人に対して損失補償を求めることができる。この場合における損失補償額は賃借人と賃貸人が協議して定める。
- 6 その他  
連絡先  
〒510-8522 三重郡朝日町大字小向893番地  
朝日町教育委員会事務局 教育課  
電話：059-377-5657